

成長基盤強化を支援するための資金供給における対象先公募等について

1. 成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先公募

- 日本銀行では、成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先を公募しています。
 - 成長基盤強化を支援するための資金供給については、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) をご覧下さい。
 - 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(2011年6月14日公表)に基づく資金供給(以下「出資等特則資金供給」といいます)、「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(2012年3月13日公表)に基づく資金供給(以下「小口特則資金供給」といいます)および「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(2012年4月10日公表)に基づく資金供給(以下「米ドル特則資金供給」といいます)についても、本手続に基づいて公募した対象先に対して行います。なお、以下では、出資等特則資金供給、小口特則資金供給および米ドル特則資金供給以外の資金供給を「本則資金供給」といいます。
- 対象先は、「成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定基準・手続」(別紙)に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。
 - 成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先となるためには、共通担保オペ(全店貸付)の対象先であることが要件となっています。この点については、別紙の2. をご覧下さい。
 - 第10回(新規)の本則資金供給、第6期(新規)の出資等特則資金供給、第3期(新規)の小口特則資金供給または第2期(新規)の米ドル特則資金供給(2012年11月末を目途に貸付実施を通知する予定。具体的な日程については、別途公表)の対象先となるためには、2012年9月12日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい(なお、日本銀行における審査終了時期によっては、これらの資金供給に間に合わないこともあります)。
- なお、成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先として選定されれば、本則資金供給、出資等特則資金供給、小口特則資金供給および米ドル特則資金供給の全てについて、資金供給を受けることができます。
 - ただし、米ドル特則資金供給を受けるためには、米ドル資金の受渡を行う口座について日本銀行の確認を受ける必要があります。

2. 成長基盤強化に向けた取り組み方針等の提出について

- 成長基盤強化を支援するための資金供給においては、成長基盤強化に向けた取り組み方針の提出を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、貸付を行うこととしています。
- これに関連して、以下の要領で、①成長基盤強化に向けた取り組み方針および②そのもとで行われた融資・投資の実績に関する資料の提出を受付けます。

(1) 第10回（新規）の本則資金供給、第6期（新規）の出資等特則資金供給、第3期（新規）の小口特則資金供給または第2期（新規）の米ドル特則資金供給の対象先となることを希望する場合

- 2012年10月9日までの間に、取組方針確認依頼書により、成長基盤強化に向けた取り組み方針をご提出下さい。
また、本則資金供給、出資等特則資金供給、小口特則資金供給または米ドル特則資金供給の別に応じ、2012年10月1日から2012年10月17日までの間に、個別投融資実績確認依頼書、個別投融資確認依頼書（出資等特則用）、個別投融資確認依頼書（小口特則用）または個別投融資確認依頼書（米ドル特則用）により、次に掲げる資料等をご提出下さい。

イ、本則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績に関する資料および第10回（新規）の本則資金供給における借入希望額

ロ、出資等特則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた出資等または動産・債権担保融資等に関する資料および第6期（新規）の出資等特則資金供給における借入希望額

ハ、小口特則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた小口投融資に関する資料および第3期（新規）の小口特則資金供給における借入希望額

ニ、米ドル特則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた外貨建て投融資に関する資料および第2期（新規）の米ドル特則資金供給における借入希望額

(2) (1) 以外の場合

- 対象先選定結果の通知日の翌日から起算して3ヶ月以内を目途に、取組方針確認依頼書をご提出下さい。
また、取組方針確認依頼書を提出した後、借入れを希望する回号にかかる資料提出期限に沿って、個別投融資実績確認依頼書、個別投融資確認依頼書（出資等特則用）、個別投融資確認依頼書（小口特則用）または個別投融資確認依頼書（米ドル特則用）をご提出下さい。なお、個別投融資実績確認依頼書等の提出は、取組方針確認依頼書への回答を待たずに行うことが可能です。

<照会先>

1. について

日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署
宇井（03-3277-1277）、源間（03-3277-1027）

2. について

日本銀行金融機構局大手金融グループ担当部署
渡邊、茨木（03-3277-3656）

成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定基準・手続

1. 対象先としての役割

- 成長基盤強化を支援するための資金供給を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (2) 本資金供給の実施に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

2. 対象先としての必須基準

- 対象先は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先である必要があります（貸付店が日本銀行の本店・支店のいずれであるかは問いません）。また、成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付店は、共通担保オペ（全店貸付）の貸付店と同じ日本銀行本支店とします。
- 共通担保オペ（全店貸付）の対象先の随時選定は、原則として、毎月第8営業日に、前月第9営業日から当月第8営業日までに受付けた応募を取り纏めて行っています。共通担保オペ（全店貸付）の対象先となることを希望する先は、2012年7月2日公表の「共通担保オペ（全店貸付）の随時選定について」をご確認頂き、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定に係る申請書」（別添2）も併せてご提出下さい^(注1)^(注2)。

—— 以下では、「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（2011年6月14日公表）に基づく資金供給を「出資等特則資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（2012年3月13日公表）に基づく資金供給を「小口特則資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（2012年4月10日公表）に基づく資金供給を「米ドル特則資金供給」、それ以外の資金供給を「本則資金供給」といいます。

—— 第10回（新規）の本則資金供給、第6期（新規）の出資等特則資金供給、第3期（新規）の小口特則資金供給または第2期（新規）の米ドル特則資金供給の対象先となるためには、2012年9月12日までに応募して頂く必要があります（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、これらの資金供給に間に合わないこともあります）。

（注1）応募に際しては、応募日の前月中の共通担保差入平残（担保価額合計額から代理店契約に基づく保証額および歳入代理店契約に基づく保証額の合計額を差引いた

ベース) が10億円以上である必要があります(2012年7月2日公表の「共通担保オペ(全店貸付)の随時選定について」参照)。

(注2) <日本銀行金融ネットワークシステムの利用先でない皆様へ>

- (1) 共通担保オペ(全店貸付)の対象先となるためには、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」といいます)の利用先である必要があります。このため、現在、当座勘定取引についての日銀ネットの利用先でない先については、その利用申込みを行う必要があります。
- (2) 日銀ネットの利用には、その導入準備に一定の期間を要します。このため、次表の左列に掲げる資金供給を利用する場合には、各々、次表の右列に掲げる期限までに日銀ネットの利用申込みを行う必要があります。なお、日銀ネットの利用に関する審査では、利用希望先の事務処理態勢等を確認する必要があります、その確認に時間を要する場合には、希望する資金供給に間に合わないこともあります。

資金供給の回号	日銀ネットの利用申込期限
本則・第10回(新規) 出資等特則・第6期(新規) 小口特則・第3期(新規) 米ドル特則・第2期(新規)	2012年7月4日
本則・第11回(新規) 出資等特則・第7期(新規) 小口特則・第4期(新規) 米ドル特則・第3期(新規)	2012年10月17日
本則・第12回(新規) 出資等特則・第8期(新規) 小口特則・第5期(新規) 米ドル特則・第4期(新規)	2013年1月16日

- (3) 上記(1)および(2)の利用申込みを検討される場合には、3. に掲げる連絡先までご照会下さい。

3. 応募方法

- 選定に応募する金融機関等(以下「応募先」といいます)は、「成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定に係る申請書」(別添1)を、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署(本店新館4F)まで提出して下さい。

—— 申請書を提出される場合には、予め下記の連絡先までご連絡下さい。成長基盤強化を支援するための資金供給の基本約定、事務取扱細則等を、電子メールにて送付します。

—— また、日本銀行金融市場局に直接お越し頂くことが難しい場合については、予めご連絡頂いたうえで、郵送により、応募を受付ける対応をします。

(連絡先) 日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署 源間
E-mail : post.fmd26@boj.or.jp
TEL : 03-3277-1027

4. 選定方法

- 共通担保オペ（全店貸付）の対象先であり、かつ、1. の役割の遵守を確約している応募先を対象先として選定します。

5. 対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

6. その他留意事項

- 対象先の選定に当たっては、日本銀行が必要と認めるときは、応募先から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。
- 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです）に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、共通担保オペ（全店貸付）の対象先としての必須基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、共通担保オペ（全店貸付）の対象先であることまたは共通担保オペ（全店貸付）の対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。

① 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。

② 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、成長基盤強化を支援するための資金供給に関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断し

ます。

- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との成長基盤強化を支援するための資金供給について、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。
- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署に前広にご連絡下さい。

以 上

成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先となることを希望します。

1. 当方は、成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先となった場合には、「成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定基準・手続」の 1. に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日 ^(注1)

(金融機関等コード)

(金融機関等名) ^(注2)

(役職名・代表者)

^(注3) 印 ^(注4)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

(注2) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所：〒		

共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）（以下「共通担保オペ（全店貸付）」といいます。）の対象先となることを希望します。

1. 当方は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先に選定された場合には、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随時選定基準・手続」の2. に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、日本銀行_____店^(注1)を貸付店とすることを希望します。この場合の当方の取引店舗は_____^(注2)です。
3. 当方は、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随時選定基準・手続」の3. に掲げる必須基準を満たしています。
4. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日^(注3)

（金融機関等コード）
（金融機関等名）^(注4)
（役職名・代表者）

_____ 印^(注5) ^(注6)

日本銀行金融市場局長 殿

- (注1) 貸付店とすることを希望する日本銀行本支店名を記入して下さい。
- (注2) 貸付店とすることを希望する日本銀行本支店と当座預金取引を行っている店舗名を記入して下さい。
- (注3) 申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。
- (注4) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注5) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。
- (注6) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所：〒		